

なるほど

ビジネス実務法務

わかった

■第25回■「支払督促」について

ビジネスや日常生活の中では、思いもよらない場面でさまざまな法律が関係してきます。当たり前だと思っていたことが、実は法律的にみると違っていたというような場面がよくあります。例えば、今回は、「支払督促」についてのお話です。



井上君

回収できるの？できないの？

新人の井上君から質問がありました。「昨日、営業の担当者から相談を受けたのですが、営業担当者が運転する自動車が信号待ちをしていたところ、追突されたそうです。当社の方には過失がなく、当社は損害額である11万円を加害者に賠償請求したのですが、加害者は支払ってくれません。裁判をせずに早急に回収したいのですが何か良い方法はありませんか？」以下は、お日様電器株式会社の法務部員達の会話です。正しい発言をしているのは誰でしょうか？



正しい発言をしているのは誰でしょうか？

竹田さん(25歳)
正義感あふれる若手社員ですが、少しおっちょこちょい
です。社内では、「ちょっと待
ての竹田」と呼ばれていま
す。



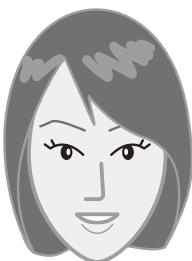
この場合、裁判するしかないと思うよ。勝訴判決を得て、強制執行するしかないな。

ちょっと待て、竹田君。君は支払督促という方法を忘れているよ。支払督促なら裁判と比較して低費用で簡単に回収できるよ。



山口主任(34歳)
法律に詳しい、頼れる現場責任者で、子供は二人です。夏休みに海外旅行を計画中です。

加藤さん(29歳)
クールなバリバリの美人キャリア・ウーマンです。最近、犬を飼いはじめました。



そうでしょうか、主任。この場合、損害額が10万円を超えているから支払督促は使えないと思います。



正解は、 山口主任。

「貸したお金を返してもらえない。」とか、「売買代金を支払ってもらえない。」とか、「慰謝料を支払うといったのに支払ってもらえない。」といったようなトラブルに巻き込まれたとき、裁判をするとなるとお金と時間はかかるし、一体どうすればよいか、普通の人であれば悩んでしまう場合も多いと思います。また、その額が少額であれば、つつい諦めてしまう場合も多いと思います。このような場合、支払督促という手続きが役に立ちます。

支払督促手続とは、簡易裁判所の書記官に支払督促の申立を行い、支払督促を債務者に対して発してもらう手続です。支払督促は、相手方を呼び出したり相手方の言い分を聞くことなく発せられ、かつ請求に関する証明も要しないので、きわめて低費用で簡易迅速に手続が進みます。そして、相手方が争わなければ強制執行も可能になります。従って、相手方が請求そのものについて争うおそれがほとんどない場合は有効な手段であるといえます。つまり、通常の訴訟と比較すると、低費用で強制執行が可能となります。従って、山口主任が正しいということになります。

なお、支払督促が利用できるのは、金銭の支払を目的とする請求か、金銭以外では金銭の代替物又は有価証券に限られていますが、請求の金額に制限はありません。従って、加藤さんは誤りです。